

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

（犬及び猫の登録等の手数料）

第五條 法第三十九條の二十五第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十九條の五第一項の登録を受けようとする者 千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（次号及び第三号において「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、三百円）

二 法第三十九條の五第六項の登録証明書書の再交付を受けようとする者 七百元（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二百円）

三 法第三十九條の六第一項の変更登録を受けようとする者 千円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三百円）

附則

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

環境大臣 小泉進次郎
内閣総理大臣 菅 義偉

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百七十七号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十号）第九十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十四号中「及び第四十四条」を、「第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条」に改める。

附則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

府

令

○内閣府令第六十二号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（参観料の徴収）
第二条 迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に定めるものを参観しようとする者（以下「参観者」という。）は、参観料を国に納めるものとする。

（参観料の徴収）
第二条 迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。

改正前

2 [略]
2 [指定代理納付者による納付]
第三条 参観者は、参観者の参観料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として内閣総理大臣が指定するものをして当該参観者の参観料を立て替えて納付させることができる。

2 [同上]
2 [条を加える。]

2 前項の規定により納付する場合においては、内閣総理大臣が指定する日までに納付しなければならない。
備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
この府令は、公布の日から施行する。

省

令

○総務省令第九十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日
住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令
住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後
（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外）
第二十二條 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第四條第一項の規定に

改正前

改正前

活用省令」という。）第四條第一項の規定に

活用省令」という。）第四條第一項の規定に

より、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定に基づき、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日

総務大臣 武田 良太
法務大臣 上川 陽子

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十九年法律第五十一号）第六條第一項（第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(情報通信技術活用法の適用)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>[2] 略</p> <p>3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。</p>	<p>(情報通信技術活用法の適用)</p> <p>第十一条 [同上]</p> <p>[2] 同上</p> <p>3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市</p>

【一〇三略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第九十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

令和三年九月二十九日

法務大臣 上川 陽子

○法務省告示第九十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和三年九月二十九日

法務大臣 上川 陽子

- 住所 東京法務局所属 廣谷 章雄
- 名古屋法務局所属 橋本 信次
- 住所 大阪府平野区高連西5丁目2番2号
- 住所 左東浩 昭和31年3月6日生
- 住所 千葉県八千代市大和田新田427番地76
- 住所 フクルベコウ・カシエタ・フクルベコウナ 平成2年11月24日生
- 住所 埼玉県川口市芝中田2丁目20番10号
- 住所 フルクンホヤグ・イチノンノロフ 平成5年4月7日生
- 住所 千葉県市原市青葉台5丁目16番地2
- 住所 サンデニア・クレバ・コム 平成5年2月20日生
- 住所 栃木県真岡市大谷新町3番地1
- 住所 藤野大 昭和55年10月6日生
- 住所 横浜市港北区綱島東3丁目11番20—308号
- 住所 高明寺 昭和59年9月23日生
- 住所 横浜市神奈川区上反町2丁目17番地3
- 住所 丁宜希 昭和37年4月15日生
- 住所 横浜市港南区港南1丁目1番29—102号
- 住所 付雪 平成9年12月30日生
- 住所 横浜市中央区山手町127番地2
- 住所 ジョナサン・ダー・ペンク・ジー 昭和60年6月20日生

【一〇三同上】

- 住所 神戸市中央区二宮町4丁目22番4—403号 妻慶美 昭和44年6月12日生
- 住所 神戸市東灘区向洋町中5丁目11番地 李賢仁 昭和35年10月16日生
- 住所 兵庫県西宮市生瀬高台26番14号 徐将大 昭和51年2月23日生
- 住所 兵庫県伊丹市北本町1丁目289番地 盧大地 平成6年5月26日生
- 住所 兵庫県明石市祝町3丁目9番16号 左藤一 昭和39年4月20日生
- 住所 群馬県桐生市相生町5丁目284番地66 ヒデアキ・ルイス・ガビオラ 平成11年4月17日生
- 住所 東京都文京区本駒込4丁目和番6—502号 陸海玲 昭和63年11月17日生
- 住所 埼玉県本庄市日の出2丁目7番12号 ジェスミン・ナオミ・ペーロ・ゴンザレス 平成11年2月26日生
- 住所 埼玉県吉川市きよみ野3丁目7番地3 朴栄子 昭和29年5月12日生
- 住所 梁朝美 平成元年3月5日生
- 住所 梁聡美 平成8年12月9日生
- 住所 埼玉県蕨市中央6丁目15番24号 梁聡美 平成2年7月3日生
- 住所 島根県雲南市吉田町吉田4138番地16 李祐基 昭和56年10月3日生
- 住所 千葉県稲毛区天台4丁目3番3—104号 朴珠露 平成3年9月3日生
- 住所 神奈川県大和市下鶴間2丁目2番31—1314号 金善淑 昭和48年7月26日生
- 住所 金智惠 平成13年3月3日生
- 住所 金多惠 平成21年10月28日生
- 住所 神奈川県厚木市林4丁目11番20号 レー・アーン・ウ 平成4年10月1日生
- 住所 岐阜県各務原市入会町2丁目61番地 李芳 昭和49年5月7日生
- 住所 岐阜市宇佐2丁目14番16号 方勝治 昭和33年9月28日生